

会 報 《第459号》

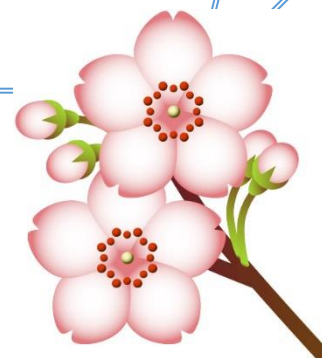
次代を築くヒューマン・ネットワーク
一般社団法人兵庫県建築会



令和6年4月1日

目 次

- I 新年度にあたって
 - 兵庫県建築会 副会長（大木工務店 会長） 大木 弘恵 ……2頁
- II 第518回月例会
 - 「認知症を知りともに生きる」
 - 兵庫県健康財団 保健師 清水 美代子 氏 ……3頁～6頁
- III 特別会員（行政、関係団体）異動状況 ……7頁～8頁
- IV 令和5年度第4回理事会の開催 ……9頁
- V お知らせ 行事予定、編集後記 ……9頁
- VI 広報コーナー 兵庫県住宅再建共済制度 ……10頁



I 新年度にあたって

兵庫県建築会 副会長（大木工務店会長）

大木 弘恵 氏



令和6年度スタートすることに当たり、ご挨拶申し上げます。

最初に、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震で犠牲になられました方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災されました方々にお見舞い申し上げます。

被災地域の皆さまの安全と安心、そして日常の生活が1日でも早く戻ることを心よりお祈り申し上げます。

昨年やっとな新型コロナ感染症はその分類を2類から5類に変更され、ようやく普段の日常が戻ってきたように思われました。しかし、私たちが直面する社会、経済の状況はコロナ前と違った景色を見せ、見たこともないような変化を求めているように思います。

近時の社会の変化は、目に見えるもの、見えないもの、そして今後新たに現れるものと、その様相は多種多様で複雑多岐にわたっており、またそれらが単独で起こっているのではなく、複雑に絡み合っただけで私たちに影響を与え続けているように見受けられます。

特に社会全体としては、IT社会の進展は想像を超えるスピードで進んでいます。かつては数十年かかったような変革が1年程度で大きく変わるような状況が色々な分野で現実化しており、そのことについていくだけでも大きな負担になっています。

また、長年続いていた日本経済のデフレ基調はインフレへと転換しつつ、物価の上昇は急激なものになりました。それに付随して、今年の賃上げ交渉は大企業を中心に大幅なものになりました。さらに諸外国に比べて低迷していた日本の株価はバブル時を上回るような状況になっています。

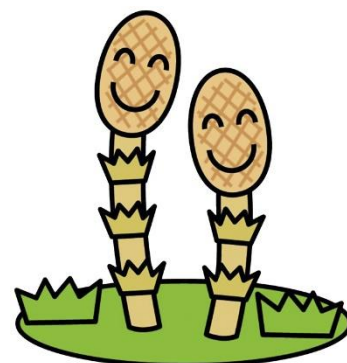
さらに、2024年問題といわれる働き方改革の実施が4月から始まりました。とかく物流問題に焦点を当てた報道が多く見受けられますが、建設業においても人手不足などが深刻化しているなか、多大な影響があることは間違いないことです。

多様な社会の変化は、私たちの生活ばかりでなく、建築業界におきましても多大な影響があることは、まごうことなき事実だと思います。

このような中で、兵庫県建築会は、一昨年創立75周年という節目の年を迎えました。永きにわたり、業界の発展と社会貢献を事業方針として、建設文化の創造、エコロジカルな社会の形成、防災・減災知識の啓発、建設分野への若年層就労推進等、色々な分野の課題に取り組んでまいりました。

困難で予見が難しい状況であるからこそ、横断的な分野の方々が会員として活動しております兵庫県建築会の役割は、ますます大きくなり、新しきものへの挑戦が可能になるのではないのでしょうか。

令和6年度におきます当会事業活動は不透明で厳しいものになるかもしれませんが、兵庫県建築会として、会員の皆さまのご協力、ご指導をいただき、時代の求めに応じて積極的かつ柔軟に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。



Ⅱ 第518回月例会

「認知症を知りともに生きる」

保健師 清水 美代子 氏

【会長挨拶】



皆さんこんにちは。

本日は年度末を控えた大変お忙しい時期にもかかわらず、令和5年度、最後の月例会に多数ご参加を頂き誠に有難うございました。3月に入り肌寒い日が続いております。体調管理が難しい今日この頃ですのでお気をつけてお過ごしください。

さて、私が建築会会長に就任させて頂いて4年目が終わろうとしています。ご承知の通り、昨年5月9日に長らく続いた新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行され、その後は3年ぶり日常が戻りました。よって、当会の令和5年度事業も、やっとの思いで、ほぼ従来の形で活動が行えた1年でありました。

コロナ禍での事業は感染拡大防止のための制約があり苦勞をしましたが、当会は無事の乗り切ることが出来ました。このことは会員の皆様のご理解とご支援のお陰と、改めて、心から感謝申し上げます。有難うございました。

現在、令和6年度の事業計画を鋭意検討中でございます。5月には、通常総会、懇親会を予定しており、6月以降もコロナ前よりバージョンアップした活動を行いたと考えています。引き続き、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本日の月例会は、講師としてNPO法人理事の清水 美代子先生をお迎えして行います。演題は人生100年時代に相応しい「認知症を知りともに生きる」についてであります。今後ますます高齢

化社会が進んでいき、避けては通れない課題だと考えます。また、私の周りにもこの問題でご苦勞されておられる方が沢山お見受けします。

そして、私の年齢からしても私自身の問題として考えなければならない時が近づいてきました。本日はしっかりと勉強させて頂きたいと思っています。

それでは清水先生宜しくお願い致します。



(会場風景)

【講演内容】



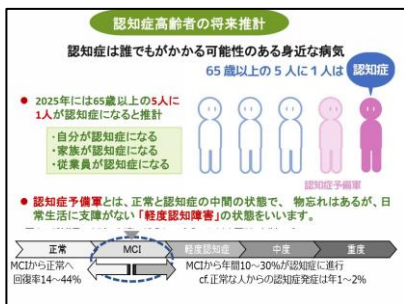
私は県の保健師を 37 年勤め、退職後社会福祉協議会で若年性認知症の相談支援センターで働いていました。本日は貴重な時間をいただきありがとうございます。

まず、認知症の基本的な知識についてお話しします。

我が国において、およそ 65 歳以上の 5 人に 1 人が認知症になると言われ、年齢が高くなればなるほどその割合は高くなります。

また最近では認知症予備軍や若年性認知症などもよく話題になっています。

退職年齢がだんだん延びてきておりますので、例えば皆さんの会社の従業員も認知症になる可能性もありますし、今後さらに就業年齢が上がれば認知症の方とともに働くということも考えていく時代が来たということです。



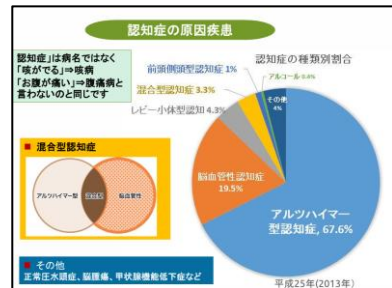
さて、認知症とは、病気や障がいなど様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障がでる状態をいいます。ですから、明らかに加齢による物忘れとは異なっています。そして「認知症」というのは病名ではありません。咳がでるのは「咳病」と言わず、咳が出る原因疾患、例えば「インフルエンザ」や「肺炎」が病名というのと同じです。ですから、認知症にも「原因疾患」があるのです。

認知症の中で一番多いのが全体の 7 割を占めるアルツハイマー型認知症です。

アルツハイマー型認知症は、脳内の糖タンパクであるアミロイドβがたまり脳神経が破壊されて発症します。

「認知症は遺伝するのか」と良く聞かれますが、以前は遺伝しないと言われていましたが、研究が進み、若年で発症するアルツハイマー型認知症ではその可能性があるといわれるようになりました。

アルツハイマー型認知症の特徴は最初が物忘れで、徐々に着替えができない、食事の仕方が分からない、人の顔が分からなくなり、最後は寝たきりという状態になってしまいます。



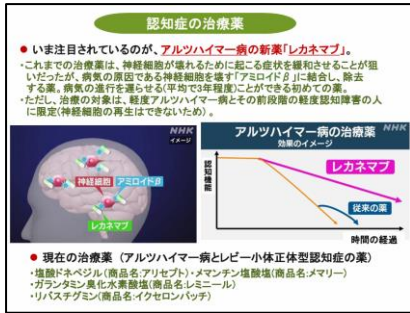
次に多いのが脳血管性の認知症です。脳梗塞、脳出血などが原因で、脳神経が死滅してしまうからです。

脳血管性認知症では通常 1 回目の脳卒中で認知症にはならず、2 回目、3 回目と発作を繰り返すと、認知症状が現れ症状が進んでいきます。

物忘れが目立たない認知症もあります。レビー小体型認知症と、極少ないですが前頭側頭葉型変性症です。レビー小体型認知症の特徴はパーキンソン病と同じで手足が震えたり、こわばったり、幻視が見えたりする症状がでます。

前頭側頭型の認知症も初期の段階では、物忘れは目立たなく、万引きやセクハラといった反社会的行為に及んでしまうという傾向があります。前頭葉の働きは、人間の理性、モラル、自制心を司どっているからです。いくら病気が原因といっても繰り返すと刑罰が科されます。現状では認知症だから、病気だからといって「免罪符」が与えられるわけではありません。本来なら、治療やケアが優先されるべきだと思いますが。

認知症の症状は中核症状と周辺症状に分かれます。中核症状は脳がダメージを受けることで誰にでも現れます。周辺症状は介護とかケアとか周りの方の接し方とか環境によって出現の状況は変わってくるということです。適切な対応を行えば、認知症の進行は、穏やかで、緩やかで、進行を遅らせることができます。



認知症の治療については、最近「レカネマブ」という新薬がでてきました。

従来の認知症の薬は症状を抑えるだけで、原因となるものを除去することはできませんでした。しかし新薬の「レカネマブ」は初期の段階でないと効果がないという制約はありますが、原因となるアミロイドβを除去できるという画期的なものと言われています。

このような新薬が出てきますと早期の正確な診断体制が非常に重要です。わたしの住んでいます高砂市の近くでは加古川中央病院の認知症疾患センターがあり、体制整備が進んでいると聞いています。

認知症の予防については研究が進み、幾つかのリスクファクターがあることが判明しました。

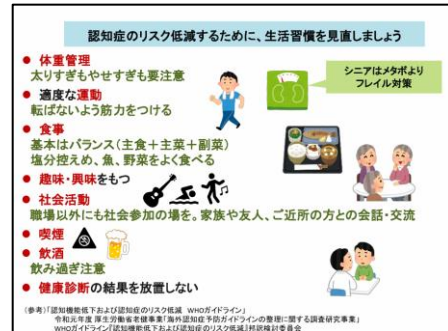
世界をリードする認知症の専門家からなるランセット委員会が発表した調査によると、教育、難聴、高血圧、肥満、喫煙、うつ病、社会的孤独、運動不足、糖尿病、過度の飲酒、頭部外傷、大気汚染の12項目が認知症に関するリスク要因であり、これらの要因を改善することで、発症を遅らせたり、発症を40%ほど予防する効果が期待できるというものです。

「教育」というのには、ちょっと違和感を感じるかもしれませんが、これらのリスクファクターを理解し実行できるベースなのですからとても重要な因子という理解をしていただければと思います。

特に食事、なかでもタンパク質の摂取は大切です。豆腐とか鶏の胸肉、鰯、鯖などの魚もタンパク質が豊富で、コレステロールが気になる方、体重管理の必要な方にはお勧めします。お忙しいので、運動や趣味の時間が中々取りにくいでしょうが、工夫したり、本日お集まりのように勉強会など色々なことに興味を持ち、社会活動にも続けてご参加いただきたい。また、喫煙やお酒はほどほどでお願いします。

健康診断を定期的に受けることも大切です。健康診断の結果、「再検査」「要精密」という指示には、必ず従ってください。そのまま放置していた

ら、何のために健診を受けたか無駄になってしまいます。年齢的に何らかの生活習慣病をお持ちの方が多くと思いますので、治療を継続するなど病気をコントロールして、上手に付き合ってください。



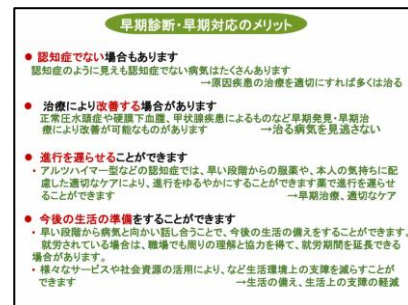
次に認知症の早期発見、早期対応の重要性について話を進めます。

まずは、物忘れがあれば、認知症に違いないと思込んでしまいがちですが、物忘れのような症状が出て、認知症のように見えていても認知症ではない場合があるということを知ってください。ですから、認知症か否かを診てもらうことが大切です。他の疾患であれば、それに応じた治療が可能であるということです。

また、認知症であっても治療により改善する場合もあります。

例えば正常圧水頭症や硬膜下血腫の場合は、手術をすれば認知症の改善が見込まれます。

ですから、他の病気と同じように、おかしいと思ったら、早めに受診し、適切な診断を受けて治療を受けることが重要です。



認知症が発症した場合の対応ですが、基本的にはつじつまの合わない話をしてもそれを否定したり、訂正したりせず、本人が何を言いたいのかを理解し、本人の立場にたって考えて対応することが大切です。

しかし、介護している家族は矢張り大変です。その負担を少しでも軽減するために、様々なサービスの提供がなされていますので、それらを上手に活用することが大切です。

適切な医療を受ける、デイサービスやショート

スティといった公的介護保険制度を利用するといったことは勿論ですが、家族会とか地域での見守りも非常に重要になってきます。

認知症の人の思いについては、若年性認知症の人たちは「普通に暮らしたい」と言われます。仕事も買物も近所づきあいも趣味活動も認知症になったからといってやめるのではなく、これまでどおりできる限り続けたいということです。



認知症が発症して死亡するまでの期間は、発症した年齢や環境等にもよりますが、10年とも20年ともいわれています。

そこで、事業所に勤務している認知症の人への対応についていくつかお願いしたいことがあります。一つ目は、若ければ若いほど、本人も周りも、医師さえも認知症を疑わず、「発見が遅れやすい」ということがあります。認知症も他の精神疾患も否定された場合には、気になることを医師に伝え、経過を見てもらいましょう。

二つ目は、認知症と診断されても、雇用の継続を願う人に対しては、続けられるよう支援をして欲しいということです。難しいことかもしれませんが、どのように対応したら良いかについて、令和3年度厚生労働省老人保健事業「若年性認知症における治療と仕事の両立に関する手引き」にも具体的に示しています。自助努力で頑張るのではなく、外部からの支援を受けながら雇用を継続することを検討していただきたいとお祈いします。

三つ目は、退職せざるを得なくなった場合の対応についてです。家族の生活費に忽ち困窮してしまいますし、子どもの教育費や家のローンもある場合もありますので、経済的困窮に陥らないための支援をしていただきたいのです。

高齢者による車の運転について問題提起をさせていただきます。

日本では道路交通法で認知症と診断された場合に免許は取り消しになります。よくTVなどで高齢者の交通事故が報じられていますが、原付以上運転者の免許保持者の交通事故件数は、若者の方が高齢者よりも多いというデータが警察から出て

います。

高齢者になると運転ミスが増えるというのは事実だと思うのですが、個別的な配慮というものが必要ではないかと考えています。認知症に人に対しても同じ事です。

外国では運転範囲を限定する免許なども実施されており、色々と議論して頂きたいと思っています。

最後に、人生100年時代、それはやはり認知症とともに生きる時代です。そのため認知症について正しい知識を持ち、早めに気づいて、適切な支援を受けることが大切です。

今最も求められているのは、認知症に優しく、認知症を優しく包み込む環境づくりです。

その実現に向けて、当事者、家族、行政、団体、事業所、住民などがみんなで知恵を出し合い、話し合い、解決策を探していく必要があると強く感じています。

どうか社会全体で、認知症を知り、ともに生きてまいりたいと考えていますので、本日ご参集の皆さまにも一緒に頑張ってくださいと思っています。

【出野上副会長 お礼】

清水先生から「認知症を知りともに生きる」というご講演をいただき、大変ありがとうございました。

本日は、認知症の症状、原因、それから治療、予防、そしてともに生きるということで切実な問題としてお聞きしておりました。

本日の講演を聴かせていただき、生活習慣に注意し、老化をすこしでも遅らせていかなければならないと思いました。

本日はどうもありがとうございました



III 令和6年度特別会員（行政関係等）の状況

（兵庫県一本庁分）

（敬称略）

まちづくり部 部長	松浦 純
次長	松田 竜一
次長	近都 学
総務課長	村尾 和美
都市政策課長	松井 雅伸
都市計画課長	波戸岡 誠
公園緑地課長	首藤 健一
住宅政策課長	林 倫子
公営住宅整備課長	澤田 純一
公営住宅管理課長	元佐 龍
建築指導課長	吉田 良
営繕課長	宮下 誠
設備課長	小池 敏之
環境部 部長	菅 範昭

（その他—兵庫県地方機関、関係団体、神戸市）

（敬称略）

職 名	新 任
阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり参事	田村 健
東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり参事	吉田 圭介

北播磨県民局加東土木事務所まちづくり参事	柳井 徹
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり参事	前田 俊文
但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり参事	山盛 貴重
丹波県民局 丹波土木事務所まちづくり参事	高瀬 徹
淡路県民局 洲本土木事務所まちづくり参事	仁木りつ子
(公財) 兵庫県まちづくり技術センター理事長	杉浦 正彦
(公財) 兵庫県園芸・公園協会 理事長	寺谷 毅
副理事長	田中 孝幸
(公財) 兵庫県芸術文化協会 理事長	西上 三鶴
神戸市建築住宅局 局長	根岸 芳之
副局長	小川 直樹
建築指導部部長 (空家空地指導担当)	東 和恵
建築安全課長	長谷川 功
局長 (設備担当)	岡崎 祐一
部長 (設備担当)	瀬戸 良典

*詳細は後日お送りする会員名簿をご覧ください。

IV 理事会の開催

令和6年度第4回理事会が開催され、令和6年度事業計画、令和6年度収支予算、役員選任案などの議題について協議されました。

日時：令和6年3月9日（木）
14：00～15：00

場所：神戸三宮東急REIホテル

議題：・令和6年度事業計画
・令和6年度収支予算
・令和6年度役員選任案
・その他

V お知らせ

◎新規加入会員について

この度、令和6年4月1日付けで新たに2社が当会に入会されました。

○（株）ナカムラ
代表取締役 中村 栄樹 氏
所在地 丹波篠山市来栖野 27-1
部会 資材部会

○ 東洋電気工事（株）
代表取締役専務 合田 和弘 氏
所在地 神戸市兵庫区駅前通 5-1-8
部会 設備部会

◎ 行事予定

1 監事監査

日時：令和6年4月8日（月）
13：00～14：00

場所：兵庫県建築会 事務局

内容：・令和5年度財務関係監査
・その他

2 理事会（令和6年度第1回）

日時：令和6年4月18日（木）
13：00～14：00

場所：神戸三宮東急REIホテル

議題：・令和5年度事業報告
・令和5年度決算報告
・令和6年度役員選任
・その他

3 令和6年度定時総会及び懇親会

日時：令和6年5月9日（木）

総会 17：00～18：00

懇親会 18：00～19：30

場所：神戸三宮東急REIホテル

◎編集後記

桜前線もようやく全国を巡りはじめとはいえ、まだまだ寒暖の差が大きな気候が続いていますが、令和6年度が始まりました。

今年も会員の皆さまが興味を持たれるような事業を計画していますので、ご参加頂きますようお願いいたします。

事務局：吉本義幸、石井滝実子
電話：078-996-2851
FAX：078-996-2852
Email：archit-k@axel.ocn.ne.jp



（東京都庁 プロジェクションマッピング 3/16 撮影）

安心をカタチに
兵庫県住宅再建 共済制度
フェニックス共済



自然災害から守りたい「住まい」と「暮らし」

今後、もしも！！
 南海トラフ地震が発生したら
 ▶ 30年以内の発生確率 最大 80%!
 ▶ 県内の被害想定 全半壊 21.5万棟!
 活断層地震が発生したら
 ▶ 油断できない「山崎断層帯」「上町断層帯」など
 大型台風が直撃したら
 豪雨による災害が発生したら

自然災害で被災した
 住まいの再建に備えて **兵庫県が実施する共助のしくみ！**

県内に住宅（戸建て・マンションなど）をお持ちの方に		県内の住宅（借家含む）にお住まいの方に
住宅再建共済	一部損壊特約	家財再建共済
年額 5,000円 で 再建、補修時等に 最大600万円 給付! ※半壊（損害割合 20%）以上	年額 500円 で 補修時等に 25万円 給付! ※損害割合10%以上20%未満	単独加入 年額 1,500円 で 住宅とセット加入の場合 年額 1,000円 で 購入・修復時に 最大 50万円 給付! ※ 床上浸水・半壊以上

※ 住宅の被害認定（損害割合）は、住宅の所在する市町が発行する「り災証明書」によります。

- 地震・津波・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。
- 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付です。
- 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

お問い合わせ

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

コールセンター **078-362-9400** (平日9:00~17:00)
 FAX: 078-362-4082

E-mail jutakukyosaikikin@pref.hyogo.lg.jp

フェニックス共済 検索 ★加入申込書はダウンロードできます★



「加入申込書付きパンフレット」は、県庁・県民局・県民センター・市役所・町役場・郵便局（簡易郵便局除く）にあります。

クレジットカードでのお支払いの方は、インターネットからのご加入が便利です！